

令和5年度 鹿児島県職員採用選考試験案内 (福祉施設専門職員)

鹿児島県総務部人事課

受験申込受付期間 [持参・郵送] 令和5年9月26日(火)～11月2日(木) [インターネット] 令和5年9月26日(火)～11月2日(木) (郵送の場合は、11月2日までの消印有効) 第1次試験日 令和5年11月12日(日)
--

1 試験区分・採用予定人員・受験資格・主な勤務先及び職務内容

(1) 試験区分別受験資格

次の表に記載する受験資格を有する者であって、県のどの機関にでも勤務することができる者としてします。

試験区分	採用予定人員	受験資格
福祉施設専門職員	6名	ア 平成5年4月2日以降に生まれた者 (令和6年4月1日現在で30歳以下の者) イ 次のいずれかに該当する者 (ア) 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第102条(詳細は5頁のとおり。)に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和6年3月末日までに有する見込みの者 (イ) 児童福祉法第13条第3項(詳細は6頁のとおり。)に規定する児童福祉司の任用要件を有する者又は令和6年3月末日までに有する見込みの者 (ウ) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和6年3月末日までに卒業見込みの者 (エ) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和6年3月末日までに卒業見込みの者 (オ) 精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士として登録された者又は令和6年3月末日までに登録される見込みの者 (カ) 児童福祉法に規定する保育士として登録される者又は令和6年3月末日までに登録される見込みの者 (キ) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者又は令和6年3月末日までに有する見込みの者 (ク) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条(詳細は7頁のとおり。)に規定する児童指導員の資格を有する者又は令和6年3月末日までに有する見込みの者

(2) 上記の受験資格にかかわらず、次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 主な勤務先及び職務内容

試験区分	主な勤務先	主な職務内容
福祉施設専門職員	若駒学園, 各児童相談所 地域振興局・支庁など	生活指導等を要する児童に関する相談や調査, 自立支援のための指導など

2 試験日・試験会場

(1) 第1次試験

- ア 試験日 令和5年11月12日(日)
イ 試験会場 鹿児島市(詳細については, 受験申込者に対し別途通知します。)

(2) 第2次試験

- ア 試験日 令和5年12月10日(日)(第1次試験合格者について実施します。)
イ 試験会場 鹿児島市

3 試験内容

(1) 第1次試験

- ① 適性試験……職務遂行上必要な適性について検査を行います。
- ② 教養試験……一般教養について択一式により行います。
- ③ 専門試験……職種に応じた専門知識について記述式により行います。

(2) 第2次試験

- ① 作文試験……理解力, 構成力, 表現力等について記述式により行います。
- ② 口述試験……人物について面接により行います。

●令和6年度からの「福祉施設専門職員」の試験内容等の変更について

「福祉施設専門職員」の試験について, 令和6年度から受験資格や試験内容等の変更を検討しております。

変更内容が決まり次第, 鹿児島県のホームページにてお知らせします。

4 合格発表

(1) 第1次試験合格発表

可否は, 令和5年11月30日頃までに本人宛てに文書で通知します。
また, 合格者には第2次試験の試験会場, 時間等も併せて通知します。

(2) 最終合格発表

令和5年12月下旬に本人宛てに文書で通知する予定です。

5 試験結果の情報提供

採用試験の結果については, 口頭で情報提供を申し出ることができます。

- (1) 情報提供申出のできる人…1次試験については1次試験不合格者
2次試験については2次試験受験者
- (2) 情報提供内容……総合得点及び順位
- (3) 情報提供期間……合格発表の日から1か月間
- (4) 受付時間……月曜日から金曜日までの日(祝日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 情報提供場所……鹿児島県総務部人事課(行政庁舎5階)

情報提供申出をする場合は、必ず、受験者本人(代理は認められません。)が本人であることを証明する書類(試験実施通知書, 試験結果通知書, 運転免許証, 旅券, 学生証等)を持参し, 情報提供場所へ直接おいで下さい。電話, はがき等による申出はできません。

6 合格から採用まで

採用時期は、令和6年4月1日以降の予定です。

また、採用の決定は、最終合格後に提出していただく書類等の審査結果により行います。

ただし、受験資格に定める資格を期限までに取得できなかった場合は、採用を取り消します。

7 給 与

給与は職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

令和5年4月1日に適用されている現行条例によれば、新卒者の初任給は次のとおりですが、職務経歴等のある人の場合には、この額に一定の基準で加算されることがあります。

- * 福祉施設専門職員(大卒後養成所卒) : 192,200円
(大 卒) : 185,700円

上記の給料のほか、通勤手当, 住居手当, 超過勤務手当, 期末手当, 勤勉手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。

8 受験申込手続

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。

(1) インターネットで申し込む場合

この申込みには、**鹿児島e(いー)申請(鹿児島県電子申請共同運営システム)**を利用します。

申 込 手 続	申 込 方 法	<p>① 鹿児島e申請のページ(https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect)にアクセスし, パソコンの環境設定とユーザー登録を行ってください。</p> <p>※ この手続は, 受付期間前でも行うことができます。</p> <p>また, 鹿児島県のホームページ(https://www.pref.kagoshima.jp/)から鹿児島e申請のページにアクセスすることもできます。(社会基盤>デジタル・情報通信>電子申請の順にクリック)</p> <p>② 受付期間になったら, 電子申請のページで「県職員採用選考試験申込」を選択し, 申込データの入力・送信を行ってください。</p> <p>※ 申込データが受理されると受付結果連絡メールが送信されます。申込データの送信日から土曜日及び日曜日を除く2日後以内(受付期間最終日に申込データを送信した場合は翌日まで)に受付結果連絡メールが送られてこない場合は, 直ちに人事課まで問い合わせてください。</p>
	受 付 期 間	<p>令和5年9月26日(火)~11月2日(木)</p> <p>※ 9月26日午前8時30分から11月2日午後5時15分までにまでに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもので受け付けます。</p> <p>※ 9月27日~11月1日については, 24時間受け付けます。(サーバーメンテナンス時等を除く。)</p>
	受 験 票 の 作 成	<p>次の方法により, 受験票を作成し, 試験当日に持参してください。</p> <p>① 11月7日以降に受験票をメールで送信します。</p> <p>② 受験票に必要事項を記入し, 写真欄に写真(縦3.5cm×横3.0cm, 最近3か月以内に撮影したもの)を必ず貼ってください。</p> <p>※ 試験当日に受験票を持参しない場合には, 受験できませんので, 御注意ください。</p>
	注 意 事 項	<p>御利用のインターネット環境によっては, このシステムを利用できないことがありますので, 事前に鹿児島e申請のページで確認してください。</p> <p>なお, インターネット申込受付期間に申込みができなかった場合やシステムトラブル等により電子申請に対応できない場合は, 持参又は郵送により申込みをしてください。</p>

(2) 持参・郵送で申し込む場合

申 込 手 続	申込先	鹿児島県総務部人事課 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 県庁（行政庁舎）5階 電話 代表 (099) 286-2111（内線2048） 直通 (099) 286-2048
	申込方法	必要事項を記入し、署名した受験申込書に94円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号：120×235mm）を添えて上記の申込先へ提出してください。 なお、郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込」と書いて必ず簡易書留郵便（郵便局で手続をする必要があります。）にしてください。
	受付期間	令和5年9月26日（火）～11月2日（木）（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。） 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※ 郵送の場合は、11月2日（木）までの消印のあるものに限って受け付けます。
受験票の作成	次の方法により、受験票を作成し、試験当日に持参してください。 ① 11月7日以降に試験会場・受験番号等を記載した文書と受験票の様式を人事課から郵送します。 ② 受験票に必要事項を記入し、写真欄に写真（縦3.5cm×横3.0cm、最近3か月以内に撮影したもの）を必ず貼ってください。 ※ 試験当日に受験票を持参しない場合には、受験できませんので、御注意ください。	

9 問合せ先

鹿児島県総務部人事課

電話番号 （代表） 099-286-2111（内線2048）

（直通） 099-286-2048

* 鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）では、この試験案内を掲載しているほか、受験申込書様式をダウンロードすることができます。（県政情報＞組織・人事・叙勲等の順にクリック）

【参考】鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員の資格については、設備運営基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(※1)第82条の定めるところによる。

(※1)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(児童自立支援専門員の資格)

第82条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下、この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号イからハ(※2)までに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号イからハ(※2)までに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号イからハ(※2)までに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号イからハ(※2)までに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(※2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第81条第1項第4号

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

【参考】児童福祉法第13条第3項

第13条 (省略)

- 3 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第7号において同じ。)に従事したもの
 - 三 医師
 - 四 社会福祉士
 - 五 精神保健福祉士
 - 六 公認心理師
 - 七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの(※1)

(※1)児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第6条 法第13条第3項第8号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下この条において「相談援助業務」という。)に従事したもの
- 2 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 3 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 4 社会福祉士となる資格を有する者(法第13条第3項第4号に規定する者を除く。)
- 5 精神保健福祉士となる資格を有する者(法第13条第3項第5号に規定する者を除く。)
- 6 公認心理師となる資格を有する者(法第13条第3項第6号に規定する者を除く。)
- 7 保健師であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会(次号から第11号まで及び第14号において「指定講習会」という。)の課程を修了したもの
- 8 助産師であつて、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 9 看護師であつて、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 10 保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であつて、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 11 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において1年以上(同法に規定する2種免許状を有する者にあつては2年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 12 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - イ 社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間
 - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 13 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上相談援助業務に従事した者(前号に規定する者を除く。)であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの
- 14 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員であつて、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

【参考】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(児童指導員の資格)

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの